

アイドリングストップ支援機器導入促進助成金交付要綱

平成20年4月21日 制 定

令和7年4月1日 最終改正

公益社団法人 岩手県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 公益社団法人岩手県トラック協会（以下「岩ト協」という。）は、環境保全、経費削減に繋がる休憩・仮眠時のアイドリングストップを推進するため、アイドリングストップ支援機器導入を実施する貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(助成対象)

第2条 岩ト協会員事業者で入会から6ヶ月以上経過し、且つ会費の未納等のない事業者であること。

(対象機器)

第3条 次の各号に掲げる機器とする。助成対象機器としての適否の判断基準は、全ト協の定める別紙「アイドリングストップ支援機器一覧」を基準とする。

- (1) エアヒーター
- (2) 車載バッテリー式冷房装置

(助成額)

第4条 1基あたり機器本体購入価格の2分の1（千円未満切捨て）とし、次の金額を上限とする。但し、(1)(2)合わせて1事業者5基を上限とする。

- (1) エアヒーター 60,000円
- (2) 車載バッテリー式冷房装置 60,000円

- 2、国等からの補助金が交付された機器については助成しない。
- 3、取付工賃や消費税は対象外とする。
- 4、中古品、レンタルの場合は対象外とする。

(申請期間)

第5条 助成の対象とする申請期間は、対象機器を買い取り（一括、割賦）、またはリースで新たに装着した当該年度の4月1日から翌年2月20日（締切日が土日祝日の場合は、直前の平日）までとする。また、申請期間内に装着したことが確認できる書類（領収書等、リースの場合はリース開始日または物件借受日が記載されているリース契約書、割賦購入の場合は引渡日等が記載されている割賦販売契約書）を提出することとする。また、機器は申請期間内に装着し、且つ代金の支払いが完了するものとする。

但し、期間内であっても予算に達した場合は、その時点で申請受付を終了するものとする。

(申請方法)

第6条 事業者は、様式1「助成金交付申請書（兼請求書）」、様式2「機器別請求内訳書（兼装着証明書）」、様式3「誓約書」、当該機器を装着した車両の自動車検査証記録事項の写し、対象機器のメーカー名・型式・購入単価が記載された請求書（リースの場合は見積書でも可）の写し、支払いを証する書類として領収書の写し（領収書が入手できない場合には、銀行振込明細書（※1）、又はインターネットバンキング決済完了画面（※2）等の写し、リースの場合はリース開始日または物件借受日が記載されているリース契約書の写し、割賦購入の場合は引渡日等が記載されている割賦販売契約書の写し）を添付し、岩ト協に申請する。

なお、上記申請書類で要件の確認が出来ない場合は、別途確認できる書類を求める場合がある。

※1 銀行振込明細書の写しは、金融機関等の出納印が押印されている振込受付書、又は利用明細書を添付することとし、支払い事業者名（助成金申請事業者名）、請求者名（振込先名）、支払い日付、金額などの必要事項が記載されているものとする。

※2 インターネットバンキング決済完了画面の写しは、振込データの受付明細、並びに入出金明細等の引落が確認できる書類の両方を添付することとし、支払い事業者名（助成金申請者名）、請求者名（振込先名）、支払い日付、金額などの必要事項が記載されているものとする。

(助成金の交付)

第7条 岩ト協は、事業者から前条の交付申請書の提出があったときには、速やかにその報告を審査のうえ、申請月の翌月以降に事業者に助成金を交付する。但し、年度末は適宜助成金を交付する。

(助成金の返還)

第8条 岩ト協は、事業者がこの要綱その他岩ト協が定める事項に違反したとき、又は虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

2、前項の規定により返還を命じられた事業者については、岩ト協が行う助成事業のすべてに係わる申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(財産の処分制限)

第9条 事業者は、交付対象となった機器の装着日から起算して6年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ岩ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他)

第10条 この交付要綱によらない事項については、全ト協の「アイドリングストップ支援機器導入促進助成金交付要綱」を適用する。

(附則)

1. 本要綱は平成20年4月21日より適用する。
2. 平成20年11月26日一部改正
3. 平成21年4月21日一部改正
4. 平成22年4月26日一部改正
5. 平成23年4月1日一部改正
6. 平成29年4月1日一部改正
7. 令和2年4月1日一部改正
8. 令和3年4月1日一部改正

9. 令和6年4月1日一部改正

10. 令和7年4月1日一部改正